

滋賀県多文化共生推進本部の設置について(案)

1 本部設置の背景

県では、滋賀県国際施策大綱に基づき、外国人とともに暮らす地域づくりに取り組んでいるところですが、近年、ブラジルをはじめとする南米国籍者など外国籍住民の増加は、言葉や文化、習慣などの違いから地域社会において様々な問題をもたらしている。このような問題を解消し、外国人と日本人が互いに理解を深めながら共に暮らしやすい社会を実現することが重要な課題となっており、基本構想にも多文化共生が位置付けられているところである。多文化共生に向けては、経済関係者、NPO、市町、県等が協力しながらそれぞれの果たす役割を認識する必要があるが、県の多文化共生に係る施策を検討するためには、横断的な連携を図りながら推進していくことが重要である。

そのため、多文化共生推進について、県の施策を形成するため全庁的に連携、調整する体制を整えることとする。

2 本部の構成

- 本部長 : 商工観光労働部を担当する副知事
- 副本部長 : 商工観光労働部長
- 本部員 : 各部長、南部振興局長、各地域振興局長、甲賀・高島県事務所長、教育長、警察本部長
- 幹事長 : 商工観光労働部次長
- 幹事 : 各部幹事課長、広報課長、自治振興課長、国際課長、南部振興局副局長、各地域振興局副局長、甲賀・高島県事務所次長、教育委員会事務局教育総務課長、警察本部警務課長

3 本部の役割

部局横断的に取り組むべき事項について、関係各課の担当者による具体の議論を行い、その結果を幹事会議、本部員会議に諮ったうえで、施策展開を図っていく。

4 本部の設置要綱

別紙のとおり

滋賀県多文化共生推進本部設置要綱

[制定 平成20年3月4日]

(設置)

第1条 外国籍住民が増加する中で、地域における外国籍住民を含むすべての県民が、異なる文化、習慣、価値観などを理解しあい、安心して暮らすことができる多文化共生を目指して、効果的な取り組みを展開するため、全庁的な体制として、滋賀県多文化共生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多文化共生推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること
- (2) 多文化共生推進に係る関係部局間の連絡調整に関すること
- (3) その他多文化共生推進について必要な事項に関すること

(施策の推進)

第3条 関係部課および関係地方機関等は、本県の多文化共生推進に資する施策の効果的かつ円滑な推進に努めるものとする。

(構成)

第4条 推進本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事長
- (5) 幹事
- (6) 連絡員

2 本部長は、商工観光労働部を担当する副知事をもって充てる。

3 副本部長は、商工観光労働部長をもって充てる。

4 本部員は、政策調整部長、総務部長、県民文化生活部長、琵琶湖環境部長、健康福祉部長、農政水産部長、土木交通部長、南部振興局長、地域振興局長、甲賀県事務所長および高島県事務所長の職にある者を充てるほか、教育長および警察本部長の職にある者に委嘱する。

5 幹事長は、商工観光労働部次長の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、広報課長、企画調整課長、人事課長、自治振興課長、県民生活課長、環境政策課長、健康福祉政策課長、商工政策課長、国際課長、農政課長、監理課長、南部振興局副局長、地域振興局副局長、甲賀県事務所次長および高島県事務所次長の職にある者をもって充てるほか、教育委員会事務局教育総務課長および警察本部警務課長の職にある者に委嘱する。

7 連絡員は、第6条に規定する関係課長会議の構成員がその属する機関の職員のうちから指名する職員をもって充てる。

(構成員の職務)

- 第 5 条 本部長は、推進本部の事務を総理する。
- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。
 - 3 本部員は、それぞれの所掌事務を掌理する。
 - 4 幹事長は、幹事会議の事務を総括する。
 - 5 幹事長に事故があるときは、国際課長の職にある者がその職務を代行する。
 - 6 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を掌理する。
 - 7 連絡員は、推進本部の事務に従事する。

(会議)

- 第 6 条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議、関係課長会議および連絡員会議とし、本部員会議は本部長、幹事会議および関係課長会議は幹事長、連絡員会議は商工観光労働部国際課長の職にある幹事がそれぞれ招集する。
- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、第 2 条に規定する事項について審議するとともに必要な施策を決定する。
 - 3 幹事会議は、幹事長および幹事で構成し、第 2 条に規定する事項について協議する。
 - 4 関係課長会議は、幹事長および第 2 条に規定する事項に関連した特定の議題に関係のある課長で構成する。
 - 5 連絡員会議は、商工観光労働部国際課長の職にある幹事と連絡員で構成する。
 - 6 推進本部の会議に構成員以外の者に対して、必要に応じて出席を求めることができる。

(庶務)

- 第 7 条 推進本部の庶務は、商工観光労働部国際課において処理する。ただし、関係課長会議にあっては、議題に応じて別途、担当課を定めることができる。

(その他必要な事項)

- 第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付則

この要綱は、平成 20 年 3 月 4 日 から施行する。